

関係部局事務（部）長 殿

研究推進部長

卓越リサーチ・アシスタント制度及びリサーチ・アシスタント制度に関する
事務手続きの一部変更について

日本学術振興会特別研究員を卓越リサーチ・アシスタント及びリサーチ・アシスタントとして委嘱する場合の支給額の上限を緩和するため、平成30年6月18日付け事務連絡「卓越リサーチ・アシスタント制度に関する事務手続き及びリサーチ・アシスタント制度の一部変更について」の一部を下記のとおり変更いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

卓越リサーチ・アシスタント制度の一部変更

下線部分が修正箇所

【変更前】：日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても、対象者とする。ただし、日本学術振興会特別研究員は特別研究員制度の支給制限（8.8万円/月）を超えて従事することはできない。なお、各制度の支給制限を超えて委嘱することはできない。

【変更後】：日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても、対象者とする。ただし、各制度の規定等を遵守しなければならない。

リサーチ・アシスタント制度の一部変更

下線部分が修正箇所

【変更前】：日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても、対象者とする。ただし、日本学術振興会特別研究員は特別研究員制度の支給制限（8.8万円/月）を超えて従事することはできない。なお、各制度の支給制限を超えて委嘱することはできない。

【変更後】：日本学術振興会特別研究員、国費留学生や民間等から返還義務のない相当額の奨学金を受給している学生についても、対象者とする。ただし、各制度の規定等を遵守しなければならない。